

令和4年度熊本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	12,248ha
(2) 年間総処理水量	90,813,000m ³
(3) 一日平均処理水量	248,803m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠布設費	6,009,000千円
ポンプ場、処理場築造費	4,573,900千円
固定資産購入費	9,005千円
建設改良費(雨水)	742,257千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		20,554,167千円
第1項 営業収益		12,269,837千円
第2項 営業外収益		8,201,946千円
第3項 特別利益		82,384千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		17,922,709千円
第1項 営業費用		15,980,352千円
第2項 営業外費用		1,881,083千円
第3項 特別損失		56,274千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,833,710千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,171,534千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 662,176千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	12,222,919千円
第1項	企業債	6,793,200千円
第2項	企業債（雨水）	286,800千円
第3項	出資金	13,760千円
第4項	補助金	4,674,091千円
第5項	補助金（雨水）	284,190千円
第6項	負担金	170,878千円
支 出		
第1款	資本的支出	21,056,629千円
第1項	建設改良費	11,249,162千円
第2項	建設改良費（雨水）	742,257千円
第3項	企業債償還金	9,055,210千円
第4項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
公共下水道築造事業 (令和4年度施設分)	令和5年度	1,260,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道築造事業	5,873,200千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。
流域下水道築造事業	40,000千円			
下水道事業債(特別措置分)	880,000千円			
公共下水道築造事業(雨水)	286,800千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,289,378千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,049,682千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

熊本市長 大西一史